貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年７月)

７月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
１	株式会社悠観光バス（法人番号３４５０００１００４８４４）代表者横山悠紀雄	北海道雨竜郡秩父別町２１０６番地の１４	本社営業所	北海道雨竜郡秩父別町２１０６番地の１４	R1.07.10	許可の取消し	道路運送法第２７条第４項	当該事業者に対し、平成３１年1月２３日及び同年３月４日に実施した監査において、道路運送法等関係法令に違反する事項が確認されたことから、当該事項の是正を指示し、同年４月３日、是正状況を確認するための指摘事項確認監査を実施したところ、是正措置が講じられていないことが確認された。 このため、輸送の安全確保命令の発動並びに是正指示書により事業の改善状況の報告を命じたにもかかわらず、当該命令に基づく事業の改善状況を確認するために実施した監査においても、なお、是正措置が講じられていないことが確認されたことから、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２８年１１月２２日付け北海道運輸局長公示）５．（１）④ホ及び⑥に定めるところにより、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を取り消したもの。	－	－
	以下余白									